

**「通信・放送の総合的な法体系について（中間論点整理）」  
に対する主な意見の概要**

1 意見募集期間 平成20年6月14日～平成20年7月14日

2 提出意見数

・ 通信関係事業者	6件
・ 放送関係事業者・団体	46件
・ その他の事業者・団体	17件
・ 個人	11件
<b>合 計</b>	<b>80件</b>

※ 個々の事業者・団体がどの分野に分類されるかについては、事務局の判断により行った。

### 3 意見提出者（五十音順）

- (1) 通信関係事業者
- ・ 宇宙通信株式会社
  - ・ KDDI株式会社
  - ・ ジェイサット株式会社
  - ・ ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
  - ・ 日本電信電話株式会社
  - ・ 北海道総合通信網株式会社
- (2) 放送関係事業者・団体
- ア 地上テレビ放送関係事業者・団体
- ・ アール・ケー・ビー毎日放送株式会社
  - ・ 株式会社あいテレビ
  - ・ 朝日放送株式会社
  - ・ 株式会社大分放送
  - ・ 山陽放送株式会社
  - ・ 株式会社静岡朝日テレビ
  - ・ 株式会社静岡第一テレビ
  - ・ 静岡放送株式会社
  - ・ 信越放送株式会社
  - ・ 株式会社仙台放送
  - ・ 中部日本放送株式会社
  - ・ 株式会社テレビ朝日
  - ・ テレビ大阪株式会社
  - ・ 株式会社テレビ高知
  - ・ 株式会社テレビ静岡
  - ・ 株式会社テレビ信州
  - ・ 株式会社テレビ東京
- ・ 株式会社テレビ新潟放送網
  - ・ 株式会社テレビ北海道
  - ・ 東海テレビ放送株式会社
  - ・ 株式会社東京放送
  - ・ 長崎放送株式会社
  - ・ 西日本放送株式会社
  - ・ 日本放送協会
  - ・ 日本テレビ放送網株式会社
  - ・ 社団法人日本民間放送連盟
  - ・ 株式会社広島ホームテレビ
  - ・ 株式会社福岡放送
  - ・ 株式会社フジテレビジョン
  - ・ 北陸放送株式会社
  - ・ 北海道文化放送株式会社
  - ・ 株式会社毎日放送
  - ・ 株式会社南日本放送
  - ・ 株式会社宮崎放送
  - ・ 讀賣テレビ放送株式会社
- イ ラジオ放送関係事業者
- ・ 横浜エフエム放送株式会社
- ウ BS放送関係事業者
- ・ 株式会社ビーエス・アイ
  - ・ 株式会社ビーエス朝日
  - ・ 株式会社BS日本
  - ・ 株式会社WOWOW
- エ CS放送関係事業者・団体
- ・ 社団法人衛星放送協会
  - ・ ジュピターサテライト放送株式会社
  - ・ 株式会社スカパーフェクト・コミ
- ユニケーションズ
- オ 有線放送関係事業者・団体
- ・ J:COMグループ代表 株式会社  
ジュピターテレコム
  - ・ 社団法人日本ケーブルテレビ連盟
  - ・ 株式会社ひろしまケーブルテレビ
- (3) その他の事業者・団体
- ・ 株式会社A I総研
  - ・ エクスぺリエンス総合研究所
  - ・ クアルコムジャパン株式会社
  - ・ 経済産業省
  - ・ 社団法人コンピュータエンターテインメント協会
  - ・ 在日米国商工会議所
  - ・ 財団法人デジタルコンテンツ協会
  - ・ 社団法人電子情報技術産業協会
  - ・ 有限責任中間法人日本オンラインゲーム協会
  - ・ 社団法人日本経済団体連合会
  - ・ 社団法人日本新聞協会
  - ・ 日本ユニシス株式会社
  - ・ 株式会社ネットリサーチ
  - ・ マイクロソフト株式会社
  - ・ メディアフロッジャパン企画株式会社
  - ・ ヤフー株式会社
  - ・ 楽天株式会社
- (4) 個人

(注1) 事業者等の分類は、事務局において便宜上も設けたもの。

(注2) 個々のご意見は、平成20年7月25日に総務省ホームページにて公開している。

#### 4. 主な提出意見（事務局において整理・要約したもの。）

1. 法体系全般に関する主な論点	
(1) 法体系の全体構造の見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 来るべきユビキタス社会に柔軟に対応できるよう、現在の法体系を抜本的に見直すことについて賛成。（メディアアフロージャパン企画（株））</li><li>○ 今後の法制の方向は通信・放送の区別が困難な方向に進展しつつあることを考慮したものであって欲しい。包括化する方向で進めることでよい。（エクスペリエンス総合研究所）</li><li>○ 新しいビジネスの創出及び自由な事業展開を促すために、規律対象を大括りに捉え、必要最小限の規制とする方向で既存法（電気通信事業法、電波法等）の規定を再編成することに賛成。ただし、累次の公正競争ルールが新しい法体系においても引き続き担保されることを前提とすべき。（KDDI（株））</li><li>○ 技術革新が目覚ましい放送・通信業界において、サービスに主眼をおき、その提供方法に主眼を置かない「技術中立的」な規制とすることについて賛同。しかし、その検討にあたっては、それぞれの特性を念頭に置くとともに、利用者の利便性の観点からもサービス品質に関し、クラス分け等の規制は検討すべき。（（株）ジュピターテレコム）</li><li>○ 新たな融合法制は、基本的にはレイヤー型法制度への移行とともに通信・放送の各規制を整合化・合理化することに併せて大幅な規制緩和を実現し、各々の事業者の自由な戦略に基づく自由競争を可能とするものであることが必要。（ソフトバンクBB（株）、ソフトバンクテレコム（株）、ソフトバンクモバイル（株））</li><li>○ 「関係する法律の規定を再編成してできるだけ整合化・合理化するとともに、レイヤー間の関係が明確化された法体系に転換する」ことで競争条件が整い、健全な競争が行われることにより視聴者の選択肢が増え、<u>有料放送産業がさらに発展することが期待</u>できる。（（株）スカイパーフェクト・コミュニケーションズ）</li><li>○ 「横割り型」への移行により自由な事業展開は<u>歓迎</u>。しかし、コンテンツ等のレイヤーによっては事業規模の格差があるため、レイヤー間を越えた垂直統合については、競争活力を失わないルールの検討が必要。（（社）日本ケーブルテレビ連盟）</li><li>○ 規律の横割化は、事業者の自由な事業展開を促進するという意味において<u>賛成</u>。新法においては、ネットに対する規律をリアル社会に対して中立的なものとし、かつ必要最小限となるよう緩和すべき。（（社）電子情報技術産業協</li></ul>

会)

- レイヤー型法体系への変更により、通信・放送の規制を必要最小限にとどめ、規制を整合化、合理化することには賛成。しかし、コンテンツ流通を促進させる点から考えると著作権法も議論の対象にする必要がある、今回の法体系の全体構造の見直しとの整合性を取ることが重要。(（社）衛星放送協会)
- レイヤー型法体系に移行し、各レイヤーにおいて通信・放送の規律が統一化及び規制緩和されることにより、個々の事業において、より効率的に柔軟な事業展開が可能となると予見されるが、同時に各レイヤーを縦断するコンテンツ流通を円滑にするため、著作権法の整備と合わせた議論が必要。また、現在の通信・放送法体系を、個々のコンテンツやサービスのネットワークにおける情報流通の中での位置付け・役割の違いに応じ、関係する法律の規定を再編成する際、できるだけ整合化・合理化することを期待。(ジュピターサテライト放送(株))
- 検討されている柔軟な法体系がインターネットの発展に寄与するものとの認識を共有する。但し、通信と放送という歴史的に異なる技術領域を対象としてきた法律を一本化しようとする現在の試みは、必ずしも適切な方法であるとは言えない。旧来のモデルを全く新しい事業領域やサービスに適用しようとすることは、技術革新に対応できないばかりでなく、日本の国際競争力を阻害する要因にもなりかねない。(在日米国商工会議所)
- 現在の寡占的事業者による通信・放送市場の垂直統合モデルを見直し、レイヤー概念(コンテンツ、プラットフォーム、ネットワークインフラ)でとらえて競争を促進するという当該委員会の方向性については妥当。しかし、既存の通信・放送に係る法律の一本化をもってその目的が達成されるとは考えにくい。むしろ、サービス提供におけるネットワークの中立性を維持しつつ、可能な限り市場原理と技術革新に委ねるべき。(在日米国商工会議所)
- 既存の法律を一本化する方向での検討は、今すぐ取り組むべき問題を先送りにし適切に対処することが困難となる。(在日米国商工会議所)
- 新しい市場環境に適合していない旧来の法律に基づいて法体系の一本化を議論することは適切ではない。将来に向けて、市場における機会の創出と競争環境を確保することこそ、日本における健全なインターネット社会が確実に発展していく最良な道筋である。(在日米国商工会議所)
- 個々の論点について慎重に審議しつつ、政策過程を通じて改革を前倒しかつ段階的に推進するためにも、必ずしも1本の法律に纏めることに拘らず、論点ごと個別に調整できる枠組みを検討すべき。(マイクロソフト(株))

- 既存事業を所管する法律を当面は維持することで関係する条約、政省令、告示、通達との調整を最小限に留め、限られた時間と政策資源を新たな技術やサービスの展開に必要な改革に集中すべき。(マイクロソフト(株))
- 新融合法体系が、単に既存の条文の束をホチキスで綴じ合わせるようなものにならないことを強くお願いする。  
(株)ネットリサーチ)
- 現行の通信・放送の規制は、通信(市場独占性)・放送(電波の希少性)の特殊性に起因する規制であり、これらの規制を、インターネットに代表される自由なビジネス領域まで対象範囲を拡大すべきではない。(経済産業省)
- レイヤー別の法体系を検討するに当たって、「放送」の範囲を超えてコンテンツ・プラットフォーム規制の範囲を拡大するということは、インターネットを代表とする自由なコンピュータネットワークの領域に規制の網を拡大するものであり、不適切。(経済産業省)
- メディアサービス(=放送)の類型化や審査などを通じて番組内容に対する行政の直接的な関与を認めることになるため、地上放送のレイヤー型法体系への転換には反対。(社)日本民間放送連盟)
- 中間論点整理では、地上放送やBS放送などの「放送」において法体系をレイヤー型へ転換することが、どのような意義や効用を持つかが明確にされておらず、さらにBS放送はその位置づけも不明瞭。産業振興の観点からは、レイヤー型法体系への転換や規律の集約化が発展途上にある日本の有料放送市場拡大のための最適解であるかどうか、十分に検討する必要がある。現時点ではこの2つの理由からレイヤー型法体系への転換には賛成しかねる。(株)WOWOW)
- 新体系に移行するメリットをより詳細に説明しない限り、移行は説得力を持ち得ない。また、法体系の検討、判断基準の策定にあたっては、曖昧であったり、恣意的であったりすると、事業者の自由なサービス活動を阻害するばかりでなく、利用者も含めた「表現の自由」や「知る権利」あるいは「通信の秘密」を不当に侵害、または制約する恐れもあり、具体的各論を慎重に検討することが重要。(株)フジテレビジョン)
- 今回の中間論点整理は、通信・放送分野における現状認識の分析、法体系を再編する必要性の分析、法体系再編で日本として何を指すのかなどの骨格の論点の議論を欠いたまま、レイヤー別法体系を再編させる前提での個々の法技術的な論点の意見募集に終始しており、議論の進め方について非常に問題がある。(楽天(株))
- レイヤーごとの事業運営は放送の地域間格差の是正と正反対の効果をもたらすのではないかと危惧。(株)テレビ

	<p>朝日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 競争激化に伴う経営効率化によって、<u>大都市への情報発信元の集中が益々進むことがないよう</u>、法体系において検討すべき。(株)あいテレビ)</li> <li>○ 中間論点整理の全ての項目に対し、「<u>基幹放送の概念の維持</u>」ということが前提になっているという認識にたった検討を深めるべき。(日本テレビ放送網(株))</li> <li>○ 全体の論点が、どれも<u>産業振興的な視点に偏り過ぎている</u>。もう少し放送が果たす社会的、文化的な役割をしっかりと分析・理解し、また利用者である国民・視聴者の立場をも踏まえた検討が必要。(株)東京放送)</li> <li>○ その基本方針が、技術的あるいはインフラとしての視点で検討されるのではなく、<u>国民や視聴者にとっての役割や生活の中での位置付けから検討されることを希望</u>。情報という概念も、数千万人に届く放送番組と個人間の連絡事項では、国民の中で全く違う捉えられ方をしていることを踏まえて、混乱のないよう配慮されることを望む。(株)ビーエス・アイ)</li> <li>○ 「通信・放送の融合・連携」或いは情報通信社会の構造変化は、情報の流通経路や流通形態の変化であって、民主主義社会を支える社会的なインフラ、<u>言論・表現の自由に根ざした放送の根幹に、本質的な変化が起きていると誤解してはならない</u>。(株)ビーエス朝日)</li> </ul>
(2) 新たな法体系の理念・目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「公正競争の促進」、「イノベーションの促進」、「国際化への対応・国際競争力の強化」については、最重要課題。<u>放送との平仄をとることばかりに気をとられ、ここに挙げられている保護法益のいずれかを損なうこととならないよう</u>、十分な注意を払う必要がある。(ヤフー(株))</li> <li>○ 「公正競争の促進」が競争政策であるのに対し「国際化への対応・国際競争力の強化」は振興政策であり、<u>単一の法律に盛り込むと混乱</u>を来す虞がある。(マイクロソフト(株))</li> <li>○ 「イノベーションの促進」は非常に重要だが、これを法体系で担保するためには、規制法がイノベーションを妨げることのないよう配慮しつつ、振興法で特に政策的に技術革新を推進すべき領域について必要な措置を講ずることが望ましい。(マイクロソフト(株))</li> <li>○ 「表現の自由」は憲法で認められており、情報流通手段が多様化していることを踏まえ、新たな法体系で包括することが、将来にわたって「表現の自由」の担保に繋がるか否かは慎重な議論を要する。(マイクロソフト(株))</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ オープンなネットワークにおける「公正な競争」の制度的担保は、国民・事業者双方にとって有益であることに異論はない。一方、<u>電波資源</u>に関してはその有限性から「公正な競争」に関して<u>オープンなネットワークと同等に論ずることは合理的ではない</u>。(株)テレビ東京)</li> <li>○ 「<u>情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保</u>」等については、「通信・放送」に限られるものではなく、コンピュータネットワークを含むものであり、現行の通信・放送規制の再編で行うべき<u>新たな法制の範囲とすることを企図すべきではない</u>。(経済産業省)</li> <li>○ 放送法の「<u>表現の自由の確保</u>」等に関する規定に相当する規定を設けることが必要。(日本放送協会)</li> <li>○ <u>表現の自由を尊重</u>し、国際的な競争環境との整合性を担保し、規制の最大限の緩和合理化が必要。((財)デジタルコンテンツ協会)</li> <li>○ 言論の自由は確かに守られるべきではあるが、インターネット上は、もはや自由という名の暴力が横行しているのが実態であり、インターネットへの接触が当然となる世代の健全なメディアリテラシーの醸成を行っていく上では、理念から一步踏み込んだ<u>ルールの制定は必要</u>。(株)ひろしまケーブルテレビ)</li> <li>○ 情報通信社会の健全な発展のためには、情報の自由な流通を促進する一方で<u>反社会的行為</u>に対しては、利用者、事業者を問わず<u>厳しく規律</u>することにつき検討すべき。((社)日本ケーブルテレビ連盟)</li> </ul>
(3) 包括化の対象とすべき法律の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>不正アクセス禁止法</u>、<u>携帯電話不正利用防止法</u>のような刑罰的な法律、<u>プロバイダ責任制限法</u>のような民法の特別法を包括してしまうと法律の目的が広範かつ曖昧となり、将来の規制強化に道を開くことが懸念されるため<u>包括すべきではない</u>。(マイクロソフト(株))</li> <li>○ <u>不正アクセス禁止法</u>や<u>携帯電話不正利用防止法</u>等の刑罰的な法律は、基本的には通信サービスにおける関係性の中で、情報を授受する一方の側の不正利用を規制するものであり、<u>放送にはなじみにくい概念</u>。基本的な違いがある放送・通信それぞれの利用者に、一律に刑罰的規制を課すことは、特に放送における利用者の利便性や公共の福祉を著しく毀損する可能性があるため、<u>別個の取り扱いとすべき</u>。(株)テレビ東京)</li> <li>○ <u>青少年ネット規制法</u>については主管が内閣府で、総務省、経済産業省、文部科学省などとの共管となっている法</li> </ul>

	<p>律、<u>著作権法</u>のように文化庁が主管する法律も、主管官庁を明確にするために<u>包括すべきではない</u>。(マイクロソフト(株))</p> <p>○ <u>電波法</u>については<u>包括化の対象と位置付けた上で、情報通信と全く関係ない設備等の規律</u>についても、情報通信関連設備に与える影響を踏まえた上で、<u>別出しすべきか否か</u>を検討することが適当。(宇宙通信(株))</p> <p>○ 現在は放送法に包括されているNHK、<u>放送大学</u>については設置法等のかたちで分離することも考えられるが、<u>組織の業務内容の在り方を見直す段階で検討</u>すべき。(マイクロソフト(株))</p> <p>○ NTT法を包括化の対象とするか否かに関わらず、NTT法の諸規定は融合法制においても有効とすべき。(KDDI(株))</p> <p>○ 放送法におけるNHK、NTT法におけるNTTなど、それぞれの分野で著しく大きな市場占有性と影響力を持つ法人に関しては、現行法程度の規律の導入は必要。((株)テレビ東京)</p>
(4) 情報流通における配慮事項	<p>○ 「安全・安心なネットワーク社会の構築」を基本理念に事業展開を行っているため、その理念を法制化することについて賛同。しかし、「表現の自由や情報を自由に入手し、共有し、発信する利用者の権利」を妨げることがないよう、その理念の明記については規定内容も含め、慎重な検討を要望。((株)ジュピターテレコム)</p> <p>○ 情報流通に係る過度な法規制は行わず、法規制を実施したとしても<u>倫理規定や通則的な規定にとどめることが適当</u>。(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))</p> <p>○ 情報を流通させる者が最低限配慮すべき情報倫理に対して予防的措置をとるべきことはもちろん必要であるが、<u>放送・通信に限ってこれを法律上明記する合理的な理由はない</u>のではないかと。(ヤフー(株))</p> <p>○ 「情報を流通させる全ての者が本来遵守すべき最低限の配慮事項を規定する」ことに<u>反対</u>。具体的な刑罰を伴わない倫理規定であっても、その規定に違反すれば違法行為であり、「表現の自由」の制約につながりかねない。((株)東京放送)</p> <p>○ 「表現の自由」を制約したり、表現行為の萎縮を招いたりする危険性が否定できないため、情報通信ネットワーク上で情報を流通させるすべての者が本来遵守すべき「最低限の配慮事項」を規定することに<u>反対</u>。((社)日本民間放送連盟)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「情報通信ネットワーク上で情報を流通させる全ての者が本来遵守すべき最低限の配慮事項」を「倫理規定」として盛り込むことに<u>反対</u>。言論・表現の世界に、行政の直接、間接的な影響力が及ぶ懸念を排除しておくことは、健全な民主主義社会の発展に極めて重要であると考えから。(株)ビーエス朝日)</li> <li>○ 公権力の介入を招くことになるので、「情報流通における配慮事項」を法律に記述することは<u>反対</u>。(社)日本新聞協会)</li> </ul>
(5) 規律の国際化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際化への対応・国際競争力の強化を進めるため、現行の国内法制が国際基準に照らして過度に厳しい規制を課している部分がないかを検証し、そうした部分がある場合には、<u>国際基準との整合を図るための規制緩和</u>を検討すべき。(宇宙通信(株))</li> </ul>

## 2. 伝送設備規律に関する主な論点

- (1) 電波利用の目的・区分
- 「通信・放送の利用区分等にとらわれない形での柔軟な電波利用を可能とする方向で検討する」ことに賛同。そのための具体策として、無線局の免許申請においては、放送・通信といった利用区分の別を廃し、利用目的を大括りにした無線局免許制度への移行を要望。(宇宙通信(株))
  - 通信・放送の利用区分等にとらわれない形での柔軟な電波利用を可能とする方向で検討することに賛成。行政手続きの負担軽減及びスピーディーな事業展開のために、一つの無線局免許で通信・放送の区分なくサービス提供ができるような制度の構築を強く望む。(ジェイサット(株))
  - 「通信・放送の利用区分等にとらわれない形での柔軟な電波利用を可能とする方向で検討する」ことを支持。((株)ビーエス朝日)
  - 「通信・放送の利用区分等にとらわれない形での柔軟な電波利用を可能とする方向で検討すること」に賛成。((株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)
  - 柔軟な電波利用を可能とする制度・利用手続きの確立について賛同。なお、用途変更の柔軟性とは表裏一体の問題として、既存の電波免許人が確保した帯域を既得権化することを排除し、新規参入が容易な制度を要望。((株)ジュピターテレコム)
  - 通信・放送の区分に捉われない柔軟な電波利用、通信・放送両方を可能とする無線免許申請、免許後の柔軟な用途変更を支持。運用上も通信・放送の区分にとらわれない柔軟な電波利用が可能となるような運用指針の法文化を希望。さらに、免許付与後は他の利用者への柔軟なオープンアクセスが新事業分野の振興を促進するため、このような柔軟性を担保するための法文化を希望。(クアルコムジャパン(株))
  - 電波利用目的の包括的適用、電波二次利用制度、無線局免許のモラトリアム制度(試行期間制度)、特定小電力無線局制度拡充・規制緩和、段階的な電波利用制度の適用等、電波利用の目的・区分、電波利用手続きについては、技術革新、サービス革新を促す法体系の整備が望まれる。((社)電子情報技術産業協会)
  - 産業の国際競争力強化という視点から、電波の有効利用やITインフラ間の競争の促進が重要であり、電波の二次利用の促進等の制度見直しが必要。(経済産業省)

- 米国で議論されているようなホワイトスペースの利用、ダイナミックオークションなどの電波の空き周波数帯の二次利用促進につきましても議論をしていただきたい。(日本ユニシス(株))
- 電波利用に関しては、これまでの固定的占有的利用から、これを段階的に縮小し、事業者間の帯域の共有や2次利用の拡大を含め、柔軟な利用を可能にすべき。(個人)
- 電波法の規律については、限られた周波数を有効に活用し、無線通信技術のイノベーションを促進するため、「周波数の市場取引制度の導入」「オークション制度の導入」「ソフトウェア無線が利用可能な制度整備」「UHF帯域のホワイトスペースが活用できる制度の導入」について検討すべき。((株)ネットリサーチ)
- デジタル化の進展で同一周波数を多目的利用できるようになったことを踏まえ、通信と放送両方の目的を持つ無線局の申請を一括して行える制度、柔軟な用途の変更、周波数オークションや周波数利用権、重畳利用権の売買といった、市場を活用した電波有効利用のための取引を円滑に行えるよう見直すことを検討すべき。(マイクロソフト(株))
- 通信・放送の利用区分等にとらわれない形での柔軟な電波利用を可能とすることが、放送が担う社会的役割にどのような影響を与えるか十分に議論した上で、伝送設備規律を検討すべき。((株)WOWOW)
- 放送・通信がそれぞれ担っている社会的機能を十分踏まえたうえで、柔軟な電波利用が国民生活にどのような影響を与えるのかを慎重に検討すべき。((社)日本民間放送連盟)
- 柔軟な電波利用の検討に当たっては、基幹放送が持つ周波数の活用に関して、公共性を担保するためにも放送事業者が責任を持って自主的、自律的に運用することを議論の大前提とするべき。((株)東京放送)
- 割り当てられた周波数は、放送事業者の自立的運用に任せるべき。((株)テレビ北海道)
- 「免許を受けた後の柔軟な用途の変更を可能とする制度」については、柔軟な電波利用によるサービスが国民生活をより豊かにするという確認が大前提であり、慎重な判断が求められる。また、今後の検討の際、新規事業者への周波数貸し出しを強制化するなど、既存事業者の意向を無視した議論につながるものがないよう要望。((株)フジテレビジョン)
- 放送用周波数を、放送以外でも利用するとなれば、災害時、非常時等の情報伝達時において、国民・視聴者から期待される確実な受信方法を含めた無線局制度を慎重に検討すべき。((株)テレビ信州)
- 国民共有の財産である電波周波数の有効利用は図るべきだが、有効利用の尺度が、単にトラフィックの量や送受

	<p>信端末の台数のみで論議されないことを希望。<u>伝送されている情報を受け取る人数の多さや、その内容が国民や視聴者に及ぼす影響の大きさ、特に災害報道などのニュースの信頼性も重要な尺度</u>としてご検討頂きたい。(株)ピーエス・アイ)</p> <p>○ <u>通信目的以外の電磁波の発射</u>についても、電波法による<u>規制を拡充</u>することを検討すべき。(マイクロソフト(株))</p>
(2) 電波利用手続	<p>○ 利用期間の限定や他無線局への干渉を与えないことなどを条件に、<u>ごく短期間で利用開始が可能となる新たな電波利用手続きの導入の検討</u>を希望。また、衛星通信の持つ特長である回線設定の柔軟性／機動性を一層確保できる無線局免許制度の導入の検討も希望。(ジェイサット(株))</p> <p>○ 新サービスを円滑に普及させる観点からだけでなく、事業者の創意工夫を生かす観点からも、電波利用手続きの見直しは、<u>適当</u>。例えば、広範囲で同一の周波数を使用する <u>SFN (Single Frequency Network)</u> の場合には、ネットワークの早期構築の観点からだけでなく、事業者の創意工夫を活かす観点からも、<u>開設計画の認定が必要</u>。(メディアフロージャパン企画(株))</p> <p>○ 事業者用無線局の迅速な認可に加えて、<u>干渉回避技術の確立している無線技術</u>について、現行法より大きな出力であっても<u>免許不要局とできるよう</u>検討すべき。(マイクロソフト(株))</p> <p>○ 包括免許局や免許不要局間の干渉について、<u>消費者を救済する手続き</u>が規定されていない。(マイクロソフト(株))</p> <p>○ 行政コストを抑えつつ、<u>近隣家屋間の電磁波干渉</u>について<u>当事者間で円滑に解決するための枠組み</u>を検討すべき。(マイクロソフト(株))</p> <p>○ 技術中立性、有無線一体の法体系の策定においては、<u>無線から有線への干渉等の点</u>についても留意した検討を要望。(株)ジュピターテレコム)</p> <p>○ <u>周波数割当計画</u>や<u>無線局開設の根本基準</u>など、周波数配分の重要な規律は、省令ではなく、国民を代表する国会の審議の対象となる<u>法律として整理</u>すべき。(株)ネットリサーチ)</p>

### 3. 伝送サービス規律に関する主な論点

#### (1) 伝送サービス規律の再編

- 「外形的に伝送サービスとして共通に括りうるものは、基本的に電気通信事業法の規律体系に取り込んで規律の一元化を図る」という点については、放送が電気通信の一類型であることから、伝送サービス規律を検討する際の基本的な方針として妥当。(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))
- 伝送サービスの規律を検討するのであれば、電気通信信号として「外形的に伝送サービス」として括り得るものであっても、そこで流れている電気通信信号が、放送の送信もしくは再送信である場合は、通常の通信とは違う特別の配慮が必要。(朝日放送(株))
- 「特別なメディアサービス」に区分されるものは、政府・与党合意における「基幹放送の概念の維持」と密接に関係すると思われる。今後の議論においては、現行の地上テレビ放送が担っている役割を十分に勘案していただくよう要望。(株)フジテレビジョン)
- 視聴者保護の観点から、同時再送信などの放送番組の伝送サービスが安定的・継続的に行われることを大前提に、伝送サービス規律を検討すべき。(株)WOWOW)
- 「放送番組伝送サービス」については、チャンネルリースや受託放送に加え、有線テレビジョン放送や有線役務利用放送における同時再送信、人工衛星や光回線を活用したCATV向け番組配信サービス(HITS、HOG)も同等の伝送サービスとして位置づけられるかどうか、検討する必要がある。その上で、「放送番組伝送サービスに特有の事情について伝送サービス規律として何らかの規律を適用すべきか検討を加える」場合には、他の伝送サービスまたはメディアサービスに対する影響も考慮して検討すべき。(株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)
- 放送分野においてケーブルテレビ事業者は大手通信事業者、衛星放送事業者との競合状態にあり、「地域独占傾向」という認識に立った議論は行うべきではない。また、ケーブルテレビ事業が、他の分野の事業及び事業者に比して煩雑な手続きや規制を受けている項目については今回の見直しにより、簡素な手続きが適用されることを要望。(株)ジュピターテレコム)
- 有線テレビジョン放送施設において、地域独占傾向があるとの記述について、特に都市部では、かつてのような独占性はなく、今後はIPマルチキャスト、光ファイバーインフラを利用した放送サービスの参入により、必然的

	<p>に自由化が進む。とすれば、伝送サービスにおいて特有の規律を設けるのであれば、<u>有線テレビジョン</u>であれ、<u>役員利用</u>であれ、伝送方法に係わらず、例えば<u>放送サービス</u>と言った括りにより、<u>等しく</u>設けられるべき。(株)ひろしまケーブルテレビ)</p>
<p>(2) 伝送サービス規律の適用対象</p>	<p>○ 電気通信事業法のボトルネック性（不可欠性）に基づく市場支配的事業者に対する既存の非対称規制を維持し、法体系の見直しに伴って当該事業者に対する規制が緩和されないことが前提。(ソフトバンクBB（株）、ソフトバンクテレコム（株）、ソフトバンクモバイル（株）)</p>

#### 4. コンテンツ規律に関する主な論点

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| <p>(1) メディアサービス（仮称）の範囲</p> | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 現在IPサービスを活用した新たな放送サービスが提供されており、今後も様々な手段・技術・伝送路を用いた<u>放送類似サービス</u>が登場することが想定されるため、融合法制においては、これらのサービスを取り込むことが可能な柔軟な定義づけを行うことが必要。（ソフトバンクBB（株）、ソフトバンクテレコム（株）、ソフトバンクモバイル（株））</li><li>○ メディアサービスに対する規律は、番組規律が中心となるとすると、放送の定義の中に「放送番組の編集主体であり責任があること」を位置づける必要がある。そのため、「定義を見直す必要はないかについて検討を加えること」に賛成。（（株）スカイパーフェクト・コミュニケーションズ）</li><li>○ メディアサービス（仮称）の範囲を、<u>従来の放送概念の範囲にとどめる方向</u>で検討することに賛成。（KDDI（株）、（社）日本民間放送連盟、ヤフー（株））</li><li>○ 国民・視聴者は「放送」という名称から、情報や番組の信頼性・安心性と社会的役割を想起し、そうした認識を共有しているので、<u>「放送」という法令上の名称は継承すべき</u>。（（社）日本民間放送連盟）</li><li>○ 「従来の放送の概念にとどめる方向で検討することが適当」であれば、メディアを新たに類型化する必要はなく、放送は「放送」という一般に定着している言葉を使い<u>現行の放送法で対応すればよい</u>。（（社）日本新聞協会）</li><li>○ まずは、既存の法体系をレイヤー型法体系に見直すことが地上放送およびBS放送のメディア価値にどのような影響を与えるか、またコンテンツ産業全体の育成にどのような意義・効果があるか、十分に検討することを強く望む。その上でメディアサービスの範囲を検討する場合は、<u>準基幹放送であるBS放送</u>について、その<u>位置付けを明確にした上で</u>検討していただくことを要望。（（株）WOWOW）</li><li>○ メディアサービスと言う新しい概念の規律を、現行の放送に関する規律を土台として検討される際には、その<u>編成・編集権の独立性はこれまで同様に維持</u>されることを望む。（（株）ビーエス・アイ）</li></ul> |
|----------------------------|---|

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ メディアサービスの定義を明確にすべき。その際には、範囲（なかんずく「<u>特別メディアサービス</u>」の範囲）を<u>限定的にし</u>、外延が明確になるようにすべき。（(社)電子情報技術産業協会）</li> <li>○ メディアサービスに関して、「<u>社会的影響力</u>」というあいまいな概念に応じて、規律を検討していくことに<u>反対</u>。（(株)東京放送）</li> <li>○ 「社会的影響力」という曖昧な概念を根拠とした規制は<u>妥当ではない</u>。（(社)日本経済団体連合会）</li> <li>○ メディアサービス（仮称）の規律対象は<u>コンテンツなのか、事業者なのかが判然としない</u>。（(社)日本民間放送連盟）</li> <li>○ 規制範囲となる「放送」を明確に定義するとともに、<u>現行の「放送」以上に規制範囲を拡大することのないよう</u>、今後の十分な議論が不可欠。（(社)日本経済団体連合会）</li> <li>○ 新たな法制度においては、コンテンツ（メディア）は原則自由で民間の自己規律に委ねることを基本とすべきであり、レイヤー毎の規律に再編することを名目に<u>現行法制以上に規律が拡大することは避けなければならない</u>。さらに「社会的影響力」を指標にして規律対象とすべきサービスの範囲を検討するのは適当ではない。（楽天(株)）</li> <li>○ 将来的に表現規制に道を開くことのないよう、新しい法体系の規制対象として<u>メディアサービスを含むべきではない</u>。（マイクロソフト(株)）</li> <li>○ 融合法制への移行に伴いメディアサービスに係る規律を定める必要が生じる<u>著作権法及び関連法令上において、各関係法令相互間での整合性を確保</u>することが必要。（ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)）</li> </ul>
(2) メディアサービスの区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区分けの定義を明確化し、事業者の事業活動の萎縮を生じさせないよう配慮すべき。なお、「<u>特別なメディアサービス</u>」については、現時点では「<u>地上波テレビ放送</u>」、「<u>地上波ラジオ放送</u>」に<u>限定</u>し、今後サービスの多様化が進展した場合にも<u>限定列挙</u>とすべき。（ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)）</li> <li>○ 既存<u>BSデジタル放送</u>は、既に確たる社会的影響力を有すること、また緊急災害放送による公共的役割も大きい</li> </ul>

	<p>ことなどから、「<u>特別なメディアサービス</u>」と位置づけることが適切。ただし、全体の流れとしては規制強化よりもむしろ規制緩和へ向けた方向で議論することが適当。(株)BS日本)</p> <p>○ <u>ケーブルテレビが地域の情報提供に果たしている役割</u>を勘案してほしい。(社)日本ケーブルテレビ連盟)</p> <p>○ 現在のCS放送は、基本的に有料かつ専門的であるため、視聴者からのアクセスに制限があり、地上放送のような基幹放送と比べて、<u>公共的な役割を担うことをそれほど求められていない</u>。そのため、「特別な公共的役割を担うものとそれ以外を区分して規制する方向で検討すること」に賛成。(株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)</p> <p>○ 特別メディアサービスに該当するコンテンツを提供する事業者が、多様な伝送路・伝送技術を採用できるような枠組みと、<u>他の事業者から再送信を行いたい旨の申出があった場合に</u>、当該事業者が、多様な伝送路・伝送技術を用いて再送信を<u>実現できる制度を整備</u>することが必要。(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))</p> <p>○ 主に社会的な責務を果たすための<u>コンテンツの一次利用</u>(再送信含む)だけでなく、より一層の<u>二次利用を促進</u>させるような<u>規制の導入</u>を、諸外国の事例等も参考にしたうえで検討することが必要。(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))</p>
(3) メディアサービスに関する基本的規律	<p>○ 基幹放送たる<u>地上放送</u>について、現行水準を超えて<u>規制強化とならないよう強く求める</u>。(社)日本民間放送連盟)</p> <p>○ 「<u>特別なメディアサービス</u>」に関しては、災害報道など公共的役割を果たす存在として<u>現在の放送法で規定されている規制を厳格に適用すべき</u>であるが、「<u>その他のメディアサービス</u>」に関しては、「<u>調和原則</u>」、「<u>解説字幕番組</u>」、「<u>番組保存</u>」、「<u>災害放送</u>」等については<u>緩和を検討すべき</u>。(社)衛星放送協会)</p> <p>○ 特別メディアサービス事業者は、必ずしも従来の許可制や免許制ではなく、事業者自らが望んだ場合に初めて適格性の審査を行う申告型認定制とし、市場への入退場は自由とすることが適当。また、旧来の<u>地上波放送事業者以外のメディアサービス(例えばケーブルテレビや衛星放送)</u>については、既に多数の選択肢があり、競争原理も働</p>

	<p>いていると考えられるため、コンテンツ規制を課す合理的な根拠が見当たらず、<u>規制の対象から外すべき</u>。(株) ネットリサーチ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>特別なメディアサービスに該当しないメディアサービス</u>に対しては、社会的影響力に鑑みて、<u>番組準則その他の規律の適用について緩和</u>する方向での検討が適当。(KDDI(株))</li> <li>○ 「<u>その他のメディアサービス</u>」においては、<u>有料放送に対する料金規制</u>についても、他国の状況もふまえて、<u>合理化の必要性</u>を検討すべき。なお、検討の際には、現在の<u>CS放送と有線テレビジョン放送・有線役務利用放送</u>とを<u>同一の規律の中で扱い、競争条件が同一になる制度整備</u>が行われることを希望。(株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)</li> <li>○ 「<u>その他のメディアサービス</u>」における<u>番組編集準則</u>については、「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」最終報告で「<u>一定数のチャンネルごとに番組準則を適用し、特定の事項のみを扱うチャンネルを可能にすることが考えられる</u>」と指摘している点についても検討すべき。(株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)</li> <li>○ <u>ケーブルテレビ事業者が提供するサービスはその他のメディアサービス</u>として取り扱われるとの前提で<u>規制の合理化</u>について検討されることについて賛同。(株)ジュピターテレコム)</li> <li>○ <u>特別メディアサービス</u>を提供する事業者の<u>コンテンツ</u>に関しては、<u>公正なコンテンツ流通が図られる制度整備</u>が行われるべき。(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))</li> </ul>
(4) マスメディア集中排除規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな法体系の下でも表現の自由、情報の多元性・多様性を確保する意義及び重要性は失われないことから、マスメディア集中排除規制は<u>維持</u>すべき。尚、<u>その他のメディア</u>については、交付免許数及び事業者数も十分多いことから、表現の自由、情報の多元性・多様性が既に確保されていると考えられ、既存事業者による新規事業及び事業統合を阻害しないためにも、集中排除規制を<u>緩和</u>する方向で、検討すべき。(ジュピターサテライト放送(株))</li> <li>○ 「<u>特別なメディアサービス</u>」<u>以外は規制撤廃も含めた大幅な緩和</u>を行い、<u>CS放送</u>については、<u>有線テレビジョン放送・有線役務利用放送との競争条件が同一となることを希望</u>。ただし、<u>BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送</u>については、「特別メディアサービス」である<u>地上デジタル放送と同じデジタルテレビ(三波共用受信機)</u>での受信が可能であり、その普及台数が現在急激に伸びていることをふまえ、マスメディア集中排除原則の<u>規制の在り方について検討</u>を行うべき。(株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>その他のメディアサービスを提供する事業者については、マスメディア集中排除規制の適用は不要</u>。一方で「公正競争促進」という観点において、<u>特別メディアサービスを提供する事業者については、コンテンツレイヤーにおける優越的地位を有する</u>という考え方にに基づき、<u>同等の規制が維持されるべき</u>。(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))</li> <li>○ <u>地域情報を発信する機会の確保</u>という観点を加える様、強く希望。(アール・ケー・ビー毎日放送(株))</li> <li>○ <u>基幹放送たる地上放送の重要な機能・役割の一つが「地域性」</u>であり、新たに法体系においても積極的に継承すべき。(社)日本民間放送連盟)</li> </ul>
<p>(5) オープンメディアコンテンツ(仮称)に関する規律</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>プロバイダ責任制限法の対象を有害情報まで拡大することは、表現の自由を制限する懸念があるほか、事業者の責任及び負担を拡大するものであるため、適当でない</u>。(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))</li> <li>○ プロバイダ責任制限法は、現行法の内容で既に相応の機能を果たしていることから、同法の責任制限範囲の拡大は、<u>慎重に検討すべき</u>。(社)電子情報技術産業協会)</li> <li>○ <u>プロバイダ責任制限、有害情報フィルタリングの議論は、既に個別法が機能しており、ことさらに新法体系に混ぜ込もうとする必要はない</u>。(株)ネットリサーチ)</li> <li>○ プロバイダ責任制限法を刑事上の責任に拡大すべきかについては、違法性の判断をサーバー管理者に委ねた場合に萎縮したサーバー管理者が過度の情報削除を行うことが懸念されるため<u>慎重に検討すべき</u>。(マイクロソフト(株))</li> <li>○ <u>有害情報対策は、青少年を対象とした有害情報対策に関して議員立法で一定の方向性が打ち出されたため、その成果を待つことで十分</u>。青少年保護以外を目的とした有害情報対策は、何が有害かという社会的コンセンサスを得ることは極めて困難であり、かつ、表現行為に及ぼす影響も多大であるため、現時点では<u>検討は不要</u>。(ヤフー(株))</li> <li>○ 有害情報対策については、今年の通常国会で<u>青少年ネット規制法</u>が成立し、その附則で3年以内の見直しも明記されているところであり、<u>当面は経過を見守るべき</u>。(マイクロソフト(株))</li> <li>○ <u>違法有害情報に対する規制の在り方は、関係する法律や官庁が多岐に渡り、その目的が多様であることを踏まえ、融合法制の議論からは切り離し、原則として一般法で措置すべき</u>。(マイクロソフト(株))</li> </ul>

- 有害コンテンツ等に対する何らかの規制は必要であるとしても通信・放送の法体系の枠内で対応することが適切か、社会的影響力が増大することにより規制が強化される枠組みを導入することは結果的に事業者の事業意欲を削ぐとともにコンテンツの流通を阻害するおそれはないか、といった論点の検証が必要。(日本電信電話(株))
- 有害情報の判断に際しては、あくまでも民法及び刑法上の一般的な規律に基づくべきであり、個別業法の一つである情報通信法の法体系の中で規定されるべきではない。((財)デジタルコンテンツ協会)
- 基本的にコンテンツ規制は、表現の自由を最大限に保障し、また従来 of 通信と放送の枠を越えた新たなサービスの創設、情報通信産業の更なる発展のためにも、必要最小限とし、原則、事業者の自主的な規制に委ねるべき。(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))
- 刑法の定める幫助犯の構成要件はかなり広く、結果として監視義務が課せられている状況を作り出しているといわざるを得ないこと、構成要件該当性の判断が専門家でないプロバイダにとっては困難であるという2つの理由から、プロバイダ責任制限法は、刑事上の責任まで含めるよう規定を拡大すべき。(ヤフー(株))
- 違法情報対策は有害情報対策とは別個に進めるべき。ただし、違法情報の範囲を明確にしていく必要がある。(ヤフー(株))
- 通信の秘密の侵害に対する違法性阻却事由等の明確化を行うことにより、電気通信事業者がインターネット上における違法・有害情報の問題等に対して、適切に対処可能となるよう制度整備を行って頂きたい。(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))
- 違法とは言えない有害な情報に対して、プロバイダがどのように対応するかなど、効力のあるガイドラインの策定について、検討していただきたい。(北海道総合通信網(株))
- 「規制」という表現のうち、コンテンツの内容にかかわるものについては「規律」に改められるよう要望。(日本放送協会)
- オープンメディアコンテンツを利用して事業を行う場合には、当該事業者が(規模や機能の観点から)より強大

	<p>な社会的影響力（例えば地上放送事業者と同等の影響力）を求める場合や、あるいは結果としてそのような状況になっている場合には、地上放送事業者と同等の規制を課すことについても、国民生活者の安全性の確保等の観点から検討を行うべき。（株）テレビ東京</p>
--	--

## 5. プラットフォーム規律に関する主な論点

### (1) 既存のプラットフォーム規律の位置付け

- 「プラットフォーム」を明確に定義することが先決で、それなしに議論を進めるのは危険。（(社)コンピュータエンターテインメント協会）
- プラットフォーム規制については、現在、放送分野において有料放送管理事業に係る規制が行われているだけである。例えば、認証、課金等は自由に行われているものであり、再編法の対象とすることは不適切。（経済産業省）
- 有料放送管理業務に対する規制が現存することを前提としてプラットフォーム規制の在り方を検討することは不適切。（楽天(株)）
- 公正競争の観点は重要であるが、未成熟である市場に対して公益性をあらかじめ定義すること自体が、競争環境を委縮させる危険性がある。また、同様に技術革新を阻害し、既存事業者の競争優位性が維持され、新規参入を阻む要因となりかねない。公正競争に係る事項については、情報通信法制ではなく、独占禁止法等の競争法制で措置することが望ましい。（在日米国商工会議所）
- プラットフォームはサービス領域によって事業・競争環境に差異があること等を勘案して、技術革新による市場の進展を損なう事のないよう、規制の必要性も含め慎重に検討すべき。（メディアフロージャパン企画(株)）
- 現時点では規制を立法化する必要はないと考えるが、コンテンツ提供者、情報提供者との公正な関係を明確化するために、一つの取り組みとして当事者間のガイドラインも含め自主的に検討されるべき。（(社)衛星放送協会）
- 放送プラットフォーム事業以外のプラットフォームについても、通信プラットフォーム研究会等で議論されているところであり、公正競争確保の観点からは電気通信事業法や独占禁止法等で担保することは可能であり、今後の検討を見守るべき。（マイクロソフト(株)）
- 規制の対象はボトルネック性に起因する市場支配的事業者が有するプラットフォームに限定する必要がある。（ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)）
- プラットフォームレイヤーに新規参入を促し、或いは巨大プラットフォーム事業者が他のレイヤーの別事業者に支配的影響を及ぼさないような検討を加える必要がある。（(社)日本ケーブルテレビ連盟）

	<ul style="list-style-type: none"><li>○ <u>キャスシステム</u>も一種のプラットフォームとみなされるので、その管理事業者に関しては<u>公正性、透明性が担保されるよう何らかの規制が必要</u>。(（社）衛星放送協会)</li><li>○ 放送プラットフォームの規律について検討する場合には、プラットフォームレイヤーでの、<u>CS放送のプラットフォームと有線テレビジョン放送事業者・有線役務利用放送事業者</u> (Multiple Service Operator を含む) の競合状況をふまえ、異メディア間でも<u>競争条件が同一になるよう検討すべき</u>。(（株）スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)</li><li>○ 放送事業者の代理人であるプラットフォームが、パッケージ商品の編成・販売主体となり、視聴者に対して直接販売できる制度の整備を希望。(（株）スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)</li><li>○ プラットフォーム事業においては、コンテンツ流通を促進するための「<u>開かれた装置</u>」として存在することを義務付ける何らかの法制度が必要。(（株）ひろしまケーブルテレビ)</li></ul>
--	--

## 6. レイヤー間の規律に関する主な論点

<p>(1) レイヤー間の紛争処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市場の実態に即した紛争処理の枠組みを整備するためには、<u>紛争処理委員会の取り扱い対象を、レイヤー間をまたがる紛争を含めた情報通信サービス全般における事業者間紛争に拡大していく必要がある。</u>(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))</li> <li>○ 電気通信事業紛争処理委員会にて対応する紛争事案について、その範囲を放送事業も含めた情報通信サービス全般に<u>拡大することについて賛同。</u>((株)ジュピターテレコム)</li> <li>○ 融合サービスの増加に伴い、レイヤー間の紛争が多発することも想定されるため、かかる<u>紛争の迅速・円滑かつ公正な解決を推進できる制度を検討すべき。</u>(マイクロソフト(株))</li> <li>○ 今後の放送をめぐる紛争解決にあたっては、有線テレビにおける地上波の再送信同意の過去の経緯を参考にするのではなく、<u>すべての放送の受信者やクリエイターの利益を考慮した法律並びに制度の検討が必要。</u>(朝日放送(株))</li> <li>○ 紛争処理の対象を、すべての異なるレイヤー間とするのか、限定したレイヤー間とするのかについても、検討すべき。((株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)</li> <li>○ レイヤーを跨ぐ事業間の紛争については、民商法や一般的な紛争処理規律で対応すれば十分であり、<u>対象の拡大の必要性は認められない。</u>(経済産業省)</li> <li>○ 異なる事業形態や事業目的を持つ事業者間の紛争の解決は、基本的には<u>事業者間の協議に委ねることを原則とすべき。</u>((社)日本民間放送連盟)</li> </ul>
<p>(2) レイヤー間規律の在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ レイヤー間における事業規模の格差、各レイヤーの事業性格からくる影響力の格差、レイヤー内におけるドミナント等、公正競争確保のために所要の制度整備が必要であるという意見に<u>賛成。</u>市場支配力が依然として強力なNTTに対しては、その影響力の行使(レバレッジ、共同的・一体的事業展開)や、ネットワーク外部性に起因するドミナントの懸念については、規律を定める必要がある。((株)ジュピターテレコム)</li> <li>○ ボトルネック設備を保有する事業者が事業領域を拡大し、レイヤーを超えて市場支配力を濫用することによって、公正競争促進や情報の円滑な流通が妨げられることのないよう、留意する必要がある。(KDDI(株))</li> <li>○ 各レイヤーにおいてボトルネック性または市場支配力を有する市場支配的事業者が他のレイヤーに進出する場合には、当該レイヤーにおける<u>ボトルネック設備開放を義務付けるなど、公正競争確保措置を課すことが必要。</u>(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))</li> </ul>

- 優良コンテンツの有効活用や情報の自由な流通促進を阻害しないよう、上位レイヤーを起点とする下位レイヤーへの市場支配力の行使にも注視する必要がある。(KDDI(株))
- 異なるレイヤーにおける市場支配的事業者同士が連携することについては、一体として市場支配力を発揮することにつながりうるため、こうした行為を制限することが必要。(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))
- 上下レイヤー間の垂直統合事業者に対し、公正競争確保に必要な場合、「会計分離・公表」と「内外差別の禁止」を求めるべき。(個人)
- 規律の対象は、強い独占性を有するインフラを保有する事業者のみとし、それに対し内外無差別なアクセスの許容を義務づけることで十分。((株)ネットリサーチ)
- 真にボトルネック性が問題となっている領域に限定して議論されるべき。(楽天(株))
- 事業展開の多様化を促進する観点から、レイヤー間規律については必要最低限のものとして、レイヤーを越えた事業統合・連携は原則自由にすべき。(ジェイサット(株))
- 多様で柔軟なビジネスモデルに基づくユーザーサービスの高度化・多様化を図るためには、新たにレイヤー間規律を設けることは不要。(日本電信電話(株))
- 事業者同士の自由な連携や主体的な意思を制限するような制度設計は厳に慎むべき。((株)フジテレビジョン)
- レイヤーを越えた事業展開・連携については、事業者の経営判断を尊重して自由に行えることを原則とし、レイヤー間の規律は必要最低限のものとすべき。((株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)
- レイヤー毎の競争環境を担保しつつ、新たな垂直統合型サービスの登場を妨げない規律とすべき。(マイクロソフト(株))
- プラットフォーム及びレイヤー間の規律に関しての論議においては、各種防災態勢強化などの要請にもあるように、報道放送に影響のない制度整備を望む。((株)ビーエス・アイ)
- 災害時の報道、非常時の情報、地域情報の提供等公共性が極めて高い情報伝達については、ハードとソフトを分

	<p>離さない形態（<u>ハード・ソフト一致</u>）が必要。（株）テレビ信州）</p> <p>○ アナログ技術とデジタル技術が混在する場合（ラジオにおけるIBOCがその一例）の、レイヤー規律の必要性の有無についても、論点とすべき。（横浜エフエム放送（株））</p>
--	---

## 7. 利用者利益の確保・向上のための規律に関する主な論点

### (1) 利用者利益の確保・向上のための規律の内容

- セーフティネットとしての包括的な利用者利益の確保・向上のための規定整備を行うことは有効。ただし、現状からの過度な規制強化とならないよう、現行法におけるサービス毎の規律の実態に即した利用者利益の確保・向上の在り方が検討されるべき。(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))
- 通信・放送へのアクセスは、現代生活では必須。このため、最低限のアクセスは国民のすべてが享受すべき権利として位置付け、ユニバーサルアクセスをセーフティネットの一環として、保証すべき。(個人)
- ケーブルテレビでは不法受信の問題が発生しており、伝送サービス役務のフリーライド(ただ乗り)などの不正利用についても、法律の規定により適切に対処し得るよう、罰則規定等を含めて、検討・提言してほしい。(社)日本ケーブルテレビ連盟)
- インターネット配信での映像コンテンツに字幕を入れるなど、高齢者やハンディキャップを持たれた方に対する配慮も必要。(北海道総合通信網(株))
- 旧制度でのサービスの利用者保護としても、“放送の視聴者やサービスの利用者等の利益”へ配慮することも、論点とすべき。(横浜エフエム放送(株))
- 視聴者のプライバシーの取り扱いについて、通信の秘密や個人情報保護法での扱いに配慮しつつ、諸外国との調和も意識して整理・検討すべき。(マイクロソフト(株))
- 利用者保護も、リアルなサービスとネット上でのサービスの統一かつバランスの取れた保護を図ることが重要。この観点から、民法、消費者契約法、特定商取引法などの一般的な利用者保護法、あるいは旅行業法などの個別事業法における利用者保護規定の整備・充実を図るべき。(経済産業省)
- 消費者契約法等の現行法で対応すべき。((社)電子情報技術産業協会)
- 利用者の権利実現は著作権法等、利用者の教育啓発は必要に応じた振興法等で措置すべきで、情報通信に特化した新たな規制や権利を導入すべきではない。(マイクロソフト(株))

	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「規制の大括り化」の名の下に安易な規制強化になることは不適切。また、<u>解除権・取消権のような直接救済規定</u>を置くかどうかは、他の事業分野と比べてセーフティネットとして導入する必要性が本当にあるのかどうかにつき、利用実態等を十分に調査して<u>慎重</u>に検討すべき。(楽天(株))</li> <li>○ 単純に現在の電気通信事業法の規定を無料放送も含めたメディアサービス全体に拡大適用することには<u>反対</u>。 (株)テレビ東京)</li></ul>
--	--

8. その他の論点	
(1) 特定の法人の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定の法人の位置づけについて、総合的な法体系の在り方と切り離し、本委員会の<u>検討対象としないことは妥当</u>。(マイクロソフト(株))</li> <li>○ 「NTT及びNHKの業務内容の在り方については、総合的な法体系の在り方に直接影響するものではない」という記述は適当ではなく、NTTに対しては、既存の非対称規制に加え、その在り方を踏まえ、<u>融合法制において、あるべき非対称規制の検討を実施すべき</u>。(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))</li> <li>○ NTTとNHKはいずれも通信・放送事業の大宗を占めているという状況の中で、<u>検討対象から外すという取扱いを行うのは、妥当性を大きく欠く</u>。(社)コンピュータエンターテインメント協会(社)</li> <li>○ NHKの組織・業務に関する放送法の規定は、新たな法体系に適合するよう幅広く検討する必要がある。また、当該規定を見直すに当たっても、機械的に新たな法体系に整合するよう置き換えるだけでは不十分であり、<u>NHKの組織・業務の実態が新たな社会・経済状況に適合するものとなるよう見直す必要がある</u>。(日本放送協会)</li> <li>○ 日本の放送は、民放・NHKの二元体制のもと発展してきたことから、新たな法体系を検討するうえで、<u>NHKも検討対象に含めることが適切</u>。(社)日本民間放送連盟)</li> <li>○ NHKの在り方は必ず検討すべき。特に、<u>民放系のBSデジタル放送に導入されているハード・ソフト分離方式をNHKのBSデジタル放送に適用すべきか否か、改めて十分議論</u>することが望ましい。(株)BS日本)</li> <li>○ <u>NHKの事業は、無料放送・有料放送事業に与える影響が大きく、その法制度は本委員会の検討対象に含めるべき</u>。(株)WOWOW)</li> </ul>
(2) 既存事業者の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「新制度への円滑な移行のための経過措置を設ける方向で検討する」ことは<u>適当</u>。(株)東京放送)</li> <li>○ 新たな法体系への移行による混乱を避けるために、「現行の通信・放送法制に基づいて業務を行っている事業者については新たな法体系への移行に際し現在の地位を実質的に承継することとし、新旧制度の規律内容を十分踏まえて個々の事業に最適な経過措置の内容について検討を加えること」に<u>賛同</u>。(宇宙通信(株))</li> <li>○ 現在の地位を実質的に承継することとした検討の方向性は<u>妥当</u>。(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))</li> </ul>

<p>(3) 技術基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「新たな法体系への移行に合わせ、現行各法律に基づく技術基準についても規定を再編成する方向で検討すること」、また、「その際、現行制度においては<u>サービス毎に異なっている技術基準の規律内容をレイヤー毎に可能な限り共通化</u>するとともに、(特別メディアサービスを除き)必要最小限の水準とすることが可能か検討を加えること」に賛同。(宇宙通信(株))</li> <li>○ 当面は現行の技術基準を維持しつつ、技術革新の障壁となっている規定は洗い出し、必要最小限の水準とすることが可能かどうか検討を加えることが適当。中長期的には<u>サービス毎に異なっている技術基準の規律内容をレイヤー毎に可能な限り共通化</u>するとともに、必要最小限の水準とすることが望ましい。(マイクロソフト(株))</li> <li>○ 現在の有線テレビジョン放送のように、“放送”の同時再送信を実施する伝送サービスにおいては、災害報道等の公共的役割を踏まえて、「<u>特別メディアサービス</u>」と同等のシステムの信頼性、事故時の早期復旧体制、サービスの品質が求められるべき。((株)あいテレビ)</li> <li>○ <u>ケーブルテレビ</u>は、「特別メディアサービス」の機能を有していると考えており、<u>特別メディアサービスと同様の技術基準をクリア</u>しなければならないが、<u>事業規模を勘案した技術基準の制度設計</u>の検討をしてほしい。((社)日本ケーブルテレビ連盟)</li> <li>○ 既存事業者は現行の技術基準に基づいて事業を継続できるようにすることが肝要。(マイクロソフト(株))</li> <li>○ それぞれの事業形態にあわせた技術基準を持つことが、国民生活者が安定した生活を営む上でも必須な事項。((株)テレビ東京)</li> </ul>
<p>(4) 有線テレビジョン放送に関する規律の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>有線テレビジョン放送</u>においても、レイヤー型の法体系とすることを原則とし、<u>各レイヤーでの競合状況をふま</u> <u>え、競争条件が同一になるような規律とすべき</u>。その上で、最低限必要な規律についてのみ、検討すべき。((株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)</li> <li>○ 放送を輻輳させない視点に立脚しつつ、<u>再送信の位置付け</u>、<u>小規模な自営の難視聴対策施設の取扱い</u>、及び<u>受信障害発生区域における義務再送信</u>に係る規律の適用の必要性についても検討を加えることが適当。((株)静岡第一テレビ)</li> </ul>

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 放送番組に関わる原作者や出演者・制作者の意図や利益に反するような<u>法律による強制同意制度</u>は、今後の制度整備においては<u>導入されないことがないように切に希望</u>。(朝日放送(株))</li><li>○ 有線テレビジョン放送法と電気通信役務利用放送法の規律の水準が異なることは適当ではないため、<u>有線テレビジョン放送における「マストキャリア」の適用を緩和することについて検討する必要がある</u>。(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))</li><li>○ <u>有線テレビジョン放送について受信者利益の保護を踏まえつつ、他の法令に比して煩雑になっている手続きについては、より簡素な手続きにより、サービスを円滑に提供できるように現行規律を再整理することに賛同</u>。(株)ジュピターテレコム)</li></ul> |
|--|---|

おわりに	
(1) 行政組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 融合サービスの時代に於いては、専門的かつ領域横断的な政策課題が増えると想定されるが、官民連携して<u>機動的かつ効率的に対処できる組織</u>となるよう検討すべき。(マイクロソフト(株))</li> <li>○ 法体系の見直しに併せて、制度を運用する行政組織について見直しを検討する場合には、既存の規制の整理・合理化を制度執行面でも徹底するとの観点から行うべきであり、その際には、<u>海外における近年の行政組織改革の進展の実態なども十分に踏まえつつ、より中立性の高い組織設計を目指すべき</u>。(経済産業省)</li> </ul>
(2) 包括的なユビキタスネットワーク法制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 独占禁止法との連携を強化しつつ、情報通信産業の特質を踏まえた<u>市場支配力濫用規制及びエッセンシャルファシリティ規制を導入することによって公正かつ自由な競争を可能とし</u>、よりよいユビキタスネットワーク社会を実現していくことが必要。(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))</li> <li>○ 通信と放送の融合によるシナジーの強化を図るためにも、通信と放送の区分について<u>著作権法との整合性を確保</u>し、新たな市場の創出、ひいては消費者の利益につなげられるようにすることが必要。(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))</li> <li>○ 通信・放送法制度と著作権制度の間で不整合が生じないよう調整することが<u>適当</u>。(株)福岡放送)</li> <li>○ 少なくとも<u>著作権法制を取り込まない「ユビキタスネットワーク法制」</u>は単なる情報通信関連の既存法律の一本化にとどまることにならないか、危惧される。(株)テレビ大阪)</li> </ul>
(3) 今後の検討の進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな法体系の検討においては、例えば、「新しいビジネスの創出」や「自由な事業展開を促す」ことを実現する一方で、地上放送やBS放送の「<u>表現の自由が制限された</u>」あるいは「<u>メディアの価値を低下させた</u>」といったことが起こらないように、有料放送・無料放送・公共放送事業者など広く関係者を交えて十分な議論をしていただくことを強く要望。(株)WOWOW)</li> <li>○ 今後のワーキンググループにおける詳細検討においても検討過程を公開し、検討内容の取りまとめに当たっても<u>随時意見募集を実施</u>するなど、検討過程の透明性を確保するが必要。(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>○ <u>検討委員会及びワーキンググループの議論を公開し、論点についての更なる検討が進むごとにパブリックコメントを実施すべき。</u>（ジュピターサテライト放送(株)、(社)日本経済団体連合会)</li><li>○ 本検討は放送・通信の法制度を大きく変えるものであり、幅広く意見を募ると同時に、国民・視聴者、無料・有料・公共放送事業者などの関係者を交えて、十分な検討を行うことを要望。今後検討を進めていく際に、<u>改めて意見を述べる機会を設けていただけるよう強く要望。</u>((株)WOWOW)</li><li>○ <u>業界関係者も交えた議論を、時間をかけておこなっていただきたい。</u>また、具体的法案等の検討に当たっては、<u>パブリックコメントの募集等意見発表の場を設けていただきたい。</u>((社)衛星放送協会)</li></ul>
--	---